

平成 19 年度予算編成等への 政策評価の活用状況

1. 関係法令（抜粋）	1
2. 主計局説明資料	2
3. 主税局説明資料	5
4. 関税局説明資料	10
5. 理財局説明資料	12

1. 関係法令（抜粋）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（抄）（平成13年6月29日法律第86号）

第四条（政策評価の結果の取扱い）

政府は、政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならない。

政策評価に関する基本方針の改定について（抄）（平成17年12月16日閣議決定）

7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。このため、各行政機関の実情に応じて、政策評価担当組織が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや当該結果の政策への反映を推進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保するなど、政策評価の結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を設けるものとし、その内容については、基本計画において示すものとする。

また、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。

政策評価に関する基本計画（抄）（平成17年3月財務省）

八 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

第2 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）

財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用を図るよう努めるものとする。

2. 主計局説明資料

平成 19 年度予算編成における政策評価の活用

- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」において、行政機関は、政策効果を把握し、必要性、効率性又は有効性等の観点から、自ら評価するとともに、評価結果を政策に適切に反映するほか、予算の作成等に当たり適切な活用を図るように努めなければならないとされている。政策評価結果の活用状況は以下のとおりである。
- 予算の重点化・効率化を図るべく、概算要求に当たり、各府省に対し、施策の必要性、効率性、有効性に加えて、成果目標とその達成手段、事後的な評価方法等を記載した「施策等の意図・目的等に関する調書」（「政策評価調書」）の提出を求め、政策評価の結果を予算編成に適切に活用。

◆ 政策評価の活用状況

〈活用事例〉

文部科学省 大学知的財産本部整備事業……………2,955百万円
(対前年度比370百万円増)

(概要、成果目標)

「知」の源泉である大学等における知的財産の戦略的かつ組織的な創出・管理・活用を進めるため、全学的な知的財産の管理・活用を図る「大学知的財産本部」を整備し、知的財産の活用による社会貢献を目指す大学づくりを推進する。

○成果目標

- ・大学発特許取得件数を、10年間で15倍にする。
- ・大学発特許実施件数(大学の機関帰属)を、5年後に1,000件に増加させる。

○成果目標を達成するための手段

大学における知的財産の管理・活用体制の整備など政策を構成する事務事業の遂行

○成果目標の達成度合いの事後的な評価方法及び達成状況

- ・特許取得件数…17年度における想定基準【703件】→【282件】(速報値)
- ・特許実施件数…17年度における想定基準【511件】→【1,200件】(速報値)
- ・民間等との共同研究件数(参考指標)…【11,363件】(速報値)(昨年度比1,985件増)

【政策評価の活用状況】

本事業については、特許収入等の増加による大学の経営基盤強化や大学改革の観点からも、必要性や有効性が認められる。また、成果目標の達成状況も概ね良好である。他方、効率性の面からは、特許出願の絞込みや出願に伴う弁理士費用の削減への取り組みが必要である。

査定にあたっては、新規事業(国際的な産学官連携の推進)について、国際競争力の強化の必要性から、一部を認めるが、既存事業において、各大学の特許取得件数の達成状況などの事業評価を踏まえ、引き続き効果の低い大学については知的財産の管理・活用体制の整備に係る経費を削減するなどメリハリ付けを行うこととする。

※本事業は、施策「科学の発展と絶えざるイノベーションの創出」を構成する事務事業の1つ。
(計数については、精査の結果、異動を生じる場合がある。)

◆ 今後の方向性

今後は、予算・決算と政策評価の政策評価の連携を強化するため、「基本方針2006」に沿って、政策ごとに予算と決算を結びつけ、予算とその成果を評価できるよう、予算書・決算書の表示科目と政策評価の単位を原則として対応させる方向で、予算書・決算書の見直しを検討中。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抄)

平成18年7月7日
閣議決定

第3章 財政健全化への取組

2. 「簡素で効率的な政府」への取組 (予算制度改革)

また、政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるようにする仕組みについて、引き続き予算書・決算書の見直しを行い、平成20年度予算を目途に実施する。

3. 主稅局說明資料

平成19年度税制改正における政策評価の活用

1. 政策評価の活用状況

- 税制改正に当たっては、各府省から提出される「税制改正要望書」において、要望事項の政策目的、必要性、手段としての適正性、これまでの効果等の記載を求めている。
- また、各府省からのヒアリング等においても、「税制改正要望書」で示された各府省の政策評価を踏まえ、政策目的、これまでの効果等をさらに吟味するなど、政策評価と租税特別措置の見直し等との連携を強化する観点から、各府省の政策評価の結果の活用を図っている。
- 平成19年度税制改正においては、例えば、製造過程管理高度化設備等の特別償却について、延長の要望（別添1）があったが、これまでの政策効果として示された適用実績が低調であることを踏まえ、要望省庁と議論を行い、廃止することとした。
- 租税特別措置は項目数の増減のみに着目して評価を行うべきものではないが、企業関係租税特別措置については、その整理・合理化の状況の累年比較（別添2）を公表しており、19年度においては、7件の措置の廃止等を行うとともに、13件の措置の縮減を行っており、平成元年度には81件であったものが、19年度では61件に減少している。

2. 今後の課題

- 今後とも、租税特別措置について、その政策目的、手段としての適正性、これまでの効果等を十分に吟味し、整理・合理化を進める必要があると考えており、引き続き、各府省の政策評価の結果の活用を図ってまいりたい。

平成19年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

農林水産省

制 度 名	製造過程管理高度化設備等の特別償却	
税 目	所得税・法人税（該当条項：措法第11条の6、第44条の6、第68条の25）	
要 望 の 内 容	<p>適用期限を平成20年6月30日まで1年3ヶ月延長 〔現行制度の概要〕</p> <p>食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の規定に基づき高度化計画の認定を受けた食品企業が、高度化計画に従ってHACCP手法を導入した場合、初年度に限り、建物及びその附属設備にあつては5%、特定の機械・装置にあつては10%の特別償却を行うことができる。</p>	
	減税見込額 (平年度)	62 百万円
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1)政策目的 食品の製造過程において、食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を図るため、その管理の高度化を促進する措置を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、食品の製造事業の健全な発展に資する。</p> <p>(2)施策の必要性 鳥インフルエンザ、BSE、O157、ノロウイルスなど、最近の食品に係る様々な事故を通じ食品の安全性や品質確保に対する消費者の関心が高まっている中で、食品企業としてHACCP手法による品質管理の徹底が消費者のみならず近年では量販店等流通サイドからも要請されているところである。 しかしながら、HACCP手法の導入は製造・流通各過程における機械・施設の改良、新たな生産管理手法の採用、人材の育成・確保等を伴うなどコスト増大要因であり、厳しい価格競争にさらされている食品企業にとっては容易に取り組み難い状況にあるため、HACCP手法を導入しやすい環境を整える必要がある。 また、平成15年7月に施行された食品安全基本法において国の責務として「食品の安全性の確保に関する施策を実施し、そのために必要な措置を講じること」が規定されており、今後とも国の施策として支援、誘導を行う責務を有していること及び農林水産省の「食の安全・安心のための政策大綱」において、今後、重点的に取り組む施策の一つとして、HACCP手法支援法に基づくHACCP手法の導入に対する支援が位置付けられている。</p>	

	<p>(3)要望の措置の適正性</p> <p>上述のような社会的要請に応じて食品企業がHACCP手法の導入を推進するためには、安全で高品質な食品の製造に必要な設備を導入するとともに、新たな生産管理体制を採用する必要がある。しかしながら、それにかかるコストを製品価格に反映させることが難しい中、本件措置による支援は、併せ講じられる金融制度とともに、食品企業の製造工程管理の向上に有効に働くものであり、同手法に取り組みやすくなるよう支援するものである。</p>																								
これまでの政策効果	<p>適用実績 ※平成18年度については見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>特別償却額</td> <td>45.8</td> <td>222.1</td> <td>180.7</td> <td>249.0</td> <td>170.1</td> <td>38.3</td> <td>180.6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">単位は百万円</p>	年度	12	13	14	15	16	17	18	件数	4	7	7	7	5	3	7	特別償却額	45.8	222.1	180.7	249.0	170.1	38.3	180.6
年度	12	13	14	15	16	17	18																		
件数	4	7	7	7	5	3	7																		
特別償却額	45.8	222.1	180.7	249.0	170.1	38.3	180.6																		
政策の達成目標	HACCP手法支援法に基づく認定高度化計画件数 284件 (平成19年度)																								
租税特別措置の適用又は延長期間	平成20年6月30日まで(1年3ヶ月間)																								
同上の期間中の達成目標	HACCP手法支援法に基づく認定高度化計画件数 35件																								
前回要望時の達成目標	食品産業へのHACCP手法の導入を促進し、国民に安全で高品質な食品の提供を図る。																								
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成15年度末と平成17年度末を比べると、指定認定機関が2つ、高度化計画が52件増えて、食品産業へのHACCP手法の導入が進み、国民に安全で高品質な食品の提供は進んでいる。																								
当該要望項目以外の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○食品産業品質管理高度化促進資金(農林漁業金融公庫) ○事業者団体が高度化基準作成を行う場合の試験研究税制 ○事業協同組合等が農林漁業金融公庫から融資を受けて不動産を取得する場合の不動産取得税の軽減(地方税) ○食品製造工程管理高度化促進事業 																								
予算上の措置の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ○食品製造工程管理高度化促進事業 135,814千円(18年度予算) <p>食品製造業者によるHACCP手法の導入促進に向けて、必要となる専門的知識を有する人材の育成及び関連技術情報のデータベースの構築、HACCP手法を取り込んだ国際規格となる食品安全マネジメントシステム(ISO22000)の普及・啓発を行う。</p>																								

<p>上記の予算上の措置と要望項目との関係</p>	<p>H A C C P手法導入の推進のためには、一定の施設整備を行なうための金融・税制といったハード面での支援とともに、人材育成や専門的な技術情報の提供といったソフト面での支援が必要である。</p> <p>このため、中小食品製造業者等においてH A C C P手法の推進・指導を行なうことができる人材育成のための研修事業や、中小食品製造業者等がH A C C P手法を実践しようとする際に必要となる技術情報についてのデータベースの構築・提供事業等は、H A C C P手法導入に取り組もうとする事業者のための環境作りとなるものである。</p> <p>そして、その取組を通して、実際にH A C C P手法導入に取り組む食品製造業者が増えることと、施設整備に係る特別償却の利用が増加することが見込まれる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成10年度 創設 ○平成12年度 2年延長 ○平成14年度 2年延長 ○平成15年度 2年延長及び拡充 ○平成17年度 2年延長

企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較

年 度	改正前項目数	整理合理化項目		創設項目数	改正後項目数
		廃止項目数	縮減合理化項目数		
3	82	3	23	1	80
4	80	3	23	4	81
5	81	0	19	4	85
6	85	6	18	3	82
7	82	4	23	1	79
8	79	4	23	2	77
9	77	2	25	2	77
10	77	1	32	5	81
11	81	4	31	2	79
12	79	0	31	1	80
13	80	2	32	0	78
14	78	10	24	8	76
15	76	5	27	4	75
16	75	4	22	0	71
17	71	5	25	2	68
18	68	7	13	3	64
19	64	7(注)	13	4	61

(備考1) 上記の計数は、企業関係租税特別措置（増収効果のあるものを除く。）についてとりまとめたものである。

(備考2) 上記のほか、経済対策として1項目がある。

(注) 統合による減少（2件）を含む。

4. 関税局説明資料

平成19年度関税改正における政策評価の活用について

政策評価資料（関税改正要望書）の概要

- 関税改正に当たっては、国内外の経済情勢の変化等に対応するため、毎年度、関係省庁から関税改正要望書の提出を受けてヒアリングを実施しつつ、関税率及び関税制度について見直しを行っている。
- 関税改正要望書においては、政策評価制度の趣旨を踏まえ、従来より、政策目的、施策の必要性、要望の措置の適正性等についての記載を求めてきたところである。
- 関税改正要望書は、新規施策と既存措置の延長に分けて記載項目を設けており、その概要は以下のとおりとなっている。

- 《新規施策》 ・ 改正措置要望の理由、必要性、具体的な効果（政策目的、要望の適正性等）
・ 改正措置要望の対象となる物品・産業の状況、関税以外の施策 等
- 《既存措置の延長》 ・ 当該措置の政策効果
・ 延長の必要性、今後の延長可能性 等

政策評価の活用状況

- 関税改正の検討の際には、関税改正要望書において措置の必要性等の記載内容が客観的事実に基づき論理的に積み上げられているかという点等を確認しつつ、措置によって実現される具体的な効果を重視するとともに、ヒアリング過程において追加資料の提出及び説明を求め、改正作業に活用した。

（関税改正要望の例）沖縄型特定免税店制度の適用期限の延長 [内閣府、経済産業省]

① 当該措置の政策効果

- ・ 現行の沖縄型特定免税店制度の創設以降、沖縄県を訪れる観光客数は順調に伸びており、平成17年は過去最高の550万人を記録したところ。特に、平成16年12月の空港外店舗の開店以降、平成17年の観光客1人当たりの県内消費額（72,421円）は対前年比2.7%増となっており、うち、土産費（18,653円）が対前年比17.2%増となってい

ることから、特定免税店を中心とするリゾートショッピングの進展による効果が大きいものと考えられる。

② 延長の必要性

- ・ 本制度は、沖縄県の歴史等、その特殊事情を踏まえ、沖縄県の観光振興を図ることを目的に創設されたものであるが、米国における同時多発テロ、地震・津波等の自然災害により低迷していた海外旅行者数も回復基調にあることから、今後、ハワイや東南アジア等の海外のリゾート地との競争がさらに激しくなることが予想される。
- ・ 本制度の延長により、沖縄県を訪れる観光客の 35.4%が楽しんでいるショッピング観光の魅力を向上させ、海外リゾート地との競争力を高めることを通じて、沖縄県の自立型経済の構築に向けて観光収入の増大や観光客の増加を図る必要がある。

③ 延長を行わなかった場合の影響

- ・ 本制度の延長を行わない場合、特定免税店が沖縄県から撤退することが予想されることから、沖縄県の観光地としての魅力が低下し、観光客数の減少や県内消費額の低下につながり、沖縄県の基幹産業である観光産業が停滞するおそれがある。

④ 当該制度の今後の延長可能性

- ・ 世界情勢の安定化等と相まって、今後、ハワイや東南アジア等の海外リゾート地との競争がさらに激しくなることが予想されることから、引き続き本制度は必要であると考えている。

- このような要望及びその後のヒアリング過程における精査・検討の結果、本制度の延長の必要性が十分に認められること等から、沖縄型特定免税店制度について、適用期限を5年間延長することとした。

今後の課題

- 各省庁から提出される関税改正要望書の記載内容については、施策の目的・必要性等についての記述は充実したものとなってきている。
- 今後とも、施策の効果を客観的基準に基づいて検証するための指標等の提示を求めつつ、その積極的な活用を進め、毎年度の関税改正作業をより精緻なものにしていくこととしたい。

5. 理財局說明資料

平成 19 年度財政投融资計画編成 における政策評価の活用

1. 要求官庁・機関の政策評価の実施状況

財投計画編成に当たっては、従来より、要求時において、各省庁から財投要求額（総額ベース）につき、施策の意図・目的、施策の必要性等に関する政策評価の提出がなされてきたところであるが、17年度財投計画編成に当たっては、政策評価の一層の活用を図るべく、初めて、個別要求制度毎に政策評価を実施するよう求め、18年度財投計画編成に当たっては、17年度において実施した個別要求制度毎の政策評価のプロセスを、あらかじめ定型化したフォーマットにおいて統一的に実施することとしたところである。

19年度財投計画編成に当たっては、これまでの取組みを継続することとし、各省庁・機関からは相当数の政策評価が提出されたところである。

2. 政策評価の活用状況

19年度財投計画においては、資産・債務改革において国の資産規模の対GDP比半減が目標とされていること等を踏まえ、対象事業の一層の重点化・効率化に努めた結果、総額は14.2兆円と、前年度比▲5.6%、ピーク時の約3分の1の規模にまで縮減したところである。

この19年度財投計画の編成過程における政策評価の活用状況の具体例を冊子として配布させて頂いた。主な活用例は以下のとおり。

(1) 国民生活金融公庫、中小企業金融公庫

	<p>【新企業育成貸付／再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）】 （新規） 〔 倒産・廃業を経験した者の再起業のために必要な資金を融資する制度 〕</p>
<p>（各省庁・機関の政策評価）</p>	<p>① 民業補完性 一度事業に失敗した廃業者等は、民間金融機関にとっては貸付対象としてリスクが高いなどの理由により資金調達能力が低いため、努力する意欲はあるが、困難な状況に直面している。したがって、再チャレンジ支援をするために政府系金融機関が資金供給を補完することが必要である。</p>

	<p>② 有効性</p> <p>再挑戦者は一般的に信用力に劣ると看做されることが多く、民間金融機関による金融サービスを十分に享受できる状況にはないのが実情である。このような状況を踏まえ、努力する意欲はあるが、困難な状況に直面している人の再チャレンジ支援のため、一旦失敗した起業者を門前払いせず、経営者の資質や事業の見込み等に基づく融資制度として「再チャレンジ支援融資制度」を創設することは有効である。</p> <p>③ その他（財務の健全性への影響等）</p> <p>審査にあたっては、長年にわたる創業間もない企業や中小企業に対する融資で蓄積してきたデータや審査能力を活用して入念な審査を行っているため、償還確実性は確保されている。また、本制度は成功要件の達成度合いにより金利を決定する「成功払い型スキーム」を導入することとしており、これによって、リスクが高いと見なされる再挑戦者の資金調達を円滑化することが可能となる。</p>
<p>（政策評価を活用した19年度財投計画編成）</p>	<p>施策の重要性とともに民業補完性及び有効性等を勘案し、廃業歴のある起業者を対象とした融資の枠組みの創設を認めることとした。</p> <p>今後も、引き続き、本制度の民業補完性、財務の健全性を含めて事業効果につき検証していく必要がある。</p>

(2) (独) 福祉医療機構

	<p>【福祉・医療貸付事業共通】（拡充）</p> <p>療養病床のケアハウス・介護老人保健施設等への転換に係る融資について、融資率（要調達額に占める融資の割合）を引き上げる等の優遇措置を認める</p>
<p>（各省庁・機関の政策評価）</p>	<p>① 民業補完性</p> <p>社会福祉法人及び医療法人等は、非営利で公共性が高く、財政基盤も脆弱であることから、民間金融市場のみによる長期資金調達は困難である。さらに施設の特殊性及び国の政策との整合性を勘案すると、機構による長期・固定・低利の融資を行うことで民間金融機関を質的に補完することが必要である。</p> <p>② 有効性</p> <p>医療制度改革大綱（平成17年12月1日政府・与党医療改革協議会）の中で『「平均在院日数の縮減」を図るため、「在宅医療・介護の連携強化</p>

	<p>や居住系サービスの充実を図り」、「病床転換を進める」』よう述べられているのを受け、療養病床から居住系サービス施設（軽費老人ホーム（ケアハウス））、介護老人保健施設等への転換に係る融資について、融資率を引き上げる等の優遇措置を図るものである。</p>
<p>（政策評価を活用した19年度財投計画編成）</p>	<p>福祉医療機構については、独立行政法人の融資等業務の見直しにおいて、融資率の引下げ等を見直しを行うこととしており、19年度の財投計画編成においては、この見直しを踏まえ、縮小・重点化等を図っている。他方で、今般の医療制度改革において、平成19年度より5年間で、現在38万床ある療養病床を15万床に削減することとされており、この転換を促進するために融資を行うことは政策的意義が認められる。こうしたことから、これに必要な融資制度として、融資率を90%に引き上げるとともに、貸付金利についても財投金利と同一とする等の措置を講じた。なお、今後の動向を勘案し、19年度限りの措置としている。</p>

（3）地方公共団体

	<p>【地方財政法第5条各号に規定する事業（道路・河川・上下水道などの社会資本整備等）】</p>
<p>（各省庁・機関の政策評価）</p>	<p>① 民業補完性</p> <p>地方債は、地方公共団体が社会資本整備等を進めるために欠くことのできない重要な財源であり、(i)災害復旧事業、国が実施方針を定めている公共事業、国が地方公共団体の規模等にかかわらず実施を義務づけている義務教育施設整備事業などについては、国の責任として公的資金を確保する必要があること、(ii)民間資金だけでは施設の耐用年数に見合った長期かつ低利の資金調達に限界があることから、地方債の原資として一定量の公的資金が必要。</p> <p>② 有効性</p> <p>地方公共団体は、国と同様、公共投資等の実施主体として、生活環境の整備、国土の均衡ある発展などの政策目標の実現のため、地方財政計画等を踏まえ、国庫補助事業や地域の実情に即した地方単独事業の実施により、道路、河川、上下水道などの社会資本整備等を行っていく必要がある。</p> <p>③ その他（財務の健全性への影響等）</p> <p>地方公共団体が発行する地方債は、債務不履行となったことはなく、今後も確実に償還されるものである。</p>

<p>(政策評価を活用した19年度財投計画編成)</p>	<p>民間金融機関では供給困難な長期・低利の資金を地方公共団体に融資することを通じて、地域に密着した社会資本整備等に貢献しているものと認められるが、地方公共団体ごとの資金調達能力及び資金使途を踏まえた重点化が重要である。このような観点から、地方公共団体ごとの資金調達能力及び資金使途に着目した重点化を図り、真に必要な資金需要には適切に対応したところである。</p> <p>なお、財政状況が厳しい地方公共団体に対して、19年度から3年間の臨時特例措置として、新たな行政改革の実施等を要件に、財政融資資金からの金利5%以上の貸付について、補償金を免除した繰上償還を認めることとしており、その規模は3年間で最大3兆3,000億円程度と見込んでいる。また、同時に、貸し手による借り手の情報共有の充実を図る等、地方公共団体の財務規律向上のため、所要の措置を講ずることとしている。</p>
------------------------------	--

3. 財政融資資金貸付金残高の圧縮・証券化の実施

昨年7月に閣議決定された「基本方針2006」においては、「『行革推進法』に基づき、平成27年度末に国の資産規模対GDP比の半減を目指し、国の資産を約140兆円規模で圧縮する」とされており、これを踏まえ、国の資産の大宗を占める財政融資資金貸付金については、130兆円超の圧縮を実現することとされている。

これを受け、平成19年度財投編成では、対象事業の重点化・効率化等により財政融資資金貸付金約23兆円の圧縮を図ったところである。このうち、一時的要因（郵政公社向け貸付金の償還等）を除くと10兆円程度の圧縮となるが、こうした努力を継続すれば、27年度末までに110兆円程度の圧縮が見込まれる。残り20兆円程度の圧縮については、①財投対象事業の一層の重点化・効率化、②財政融資資金貸付金の証券化の積極的な実施、③政府保証の一段の活用により、確実に実現する方針である。

このうち、財政融資資金貸付金の証券化については、19年度から実施できるよう本通常国会において法的手当てを行うとともに、19年度予算において2,000億円規模の証券化を実施しうるために必要な経費を確保した。実際の証券化規模は、市場の状況等を見ながら適切に判断することとしている。